

入札注意書

(目的等)

東北森林管理局に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この注意書の定めるところによるものとする。また、入札に参加する者は、入札公告又は指名案内、入札説明書、契約書案、本書記載事項等当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札すること。

(一般競争参加の申出)

一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）による入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

1 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第 1 号）を添えて差し出さなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては、入札保証金は契約保証金に充当し、入札保証金に代わる担保は契約締結後に保管金受領証書と引換えに還付する。また、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金受領証書と引換えに還付する。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。

6 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次に掲げるものとする。

(1) 銀行又は契約担当官等が确实と認める金融機関の保証

7 前項に掲げる担保の価値は、次に掲げる担保について当該に掲げるところによる。

(1)銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

その保証する金額

8 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札等)

1 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面により指定した日時までに説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書(様式第3号)を作成し、入札物件番号毎に別様として、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子入札システム等による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受領しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。また、入札者から錯誤を理由として自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しないものとする。

4 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状(様式第4号)を入札担当職員に提出し、代理人本人であることを証明する資料(運転免許証など)を提示しなければならない。また、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札執行場所に入場できる者は、1者につき入札者及び随行者の2名以内とする。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札は、入札番号ごとに総額入札(入札公告等において単価入札としている場合は、単価による入札)で行うものとする。

8 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。

9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

10 入札参加者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(様式第5号)について入札前に確認しなければならない。また、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(入札の辞退)

1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし、電子入札システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、入札

辞退届を同システムにおいて作成の上、電子入札システム等により提出するものとする。

(1)入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第6号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2)入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

3 入札書投函後において、配置予定技術者等を配置することが困難となる事由により入札を辞退する場合は、落否の宣言前まえにその旨を書面又は口頭で申し出ること。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札者は、落札宣言前に入札場所を離れるときは、必ず入札事務担当者に連絡し、承認を得なければならない。

（入札の取りやめ等）

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

1 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2 委任状を持参しない代理人のした入札、及び入札書に代理人の自筆署名又は記名のいずれか無いもの。

3 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札、ただし、入札保証金の納付を免除とした場合を除く。

4 自筆署名又は記名を欠く入札（電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

5 金額を訂正した入札

6 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

7 明らかに連合によると認められる入札

8 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人他

の入札者の代理をした入札（すべて無効）

9 入札時刻に遅れてした入札、及び郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかった入札。

10 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第5号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

11 公告等で工事費内訳書、積算費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書等」という。）の提出を求められている入札においては、内訳書等を提出しない入札若しくは入札金額と内訳書の金額に整合性があると確認できない入札及び入札公告等において内訳書等の総額と入札金額を一致させる旨明記している入札で金額が一致していない入札

12 その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

1 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る以降の入札についても入札参加者の資格を失うものとする。ただし、入札執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

4 郵便による入札を行った者は再度入札に参加することができない。

（落札者の決定）

1 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。

2 落札宣言後は、錯誤等による入札無効の申し出があつても受理しない。また、どのような理由によつても落札を無効とすることはできない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

1 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。

2 前段の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

1 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額10分の1以上（「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）の記の1に定める工事又は予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けた者については10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、

現金を署等の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第7号）を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（入札保証金等の振替）

契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

1 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内（「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含めない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

入札をした者は、入札後この注意書、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

この注意書に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする

様式第1号(第3条)

保管金提出書

第	号	受
年	月	日
		付

¥ _____ (現金又は保管金領収証書の別)

提出の事由 _____ 年 月 日公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

歳入歳出外現金出納官吏

総括事務管理官 三浦 勇 殿

入札保証金 受 入 済	契約保証金 充 当 決 定	売却代金 充 当 決 定	保証金返還 決 定	保証金国庫 帰 属 決 定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
確 認 者 氏 名 []				
(保 管 金 台 帳 登 記 済)	(保 管 金 台 帳 登 記 済)	(保 管 金 台 帳 登 記 済)	(保 管 金 台 帳 登 記 済)	(保 管 金 台 帳 登 記 済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第3号 (第4条)

入 札 書

物件番号 第 _____ 号

入札物件名 ○○○○○

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾のうえ、入札いたします。

年 月 日

分任契約担当官

秋田森林管理署湯沢支署長 小林 貞成 殿

(入札者)

所在地

会社名

代表者氏名

(代理人)

所在地

会社名

代理者氏名

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第4号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官

秋田森林管理署湯沢支署長 小林 貞成 殿

様式第5号（第4条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1）暴力的な要求行為を行う者

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（5）その他前各号に準ずる行為を行う者上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式第6号（第4条の2）

入札辞退届

年 月 日

分任契約担当官

秋田森林管理署湯沢支署長 小林 貞成 殿

（入札者）

住 所
商号又は名称
代表者氏名

（代理人）

氏 名

件名 ○○○○○

上記について、都合により入札を辞退します。

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第7号（第12条）

保管金提出書

番号	年度第	号
----	-----	---

提出の事由

秋田森林管理署湯沢支署
歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 三浦 勇 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 _____

物 件 名 _____

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。